

### 3. 生産性向上関係

## 建設工事への工場製品の一層の活用に向けた環境整備について

---

## ○中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ (平成28年6月22日)(抄)

### Ⅱ. 課題に関する対応の方向性

#### 1. 建設生産システムの適正化

##### (3)工場製品に関する品質管理のあり方

###### 【現状・課題】

建設生産物の高度化・多様化や、工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設業法の制定当時と比べて、建設生産における工場製品の割合が増加する中で、現場施工の割合が縮小し、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えている。

建設生産物に用いられる工場製品には、エレベーターやシステムキッチンのように、性質上、従来から工場で製造した上で工事現場に納入し取り付けられているものの他、プレキャスト製品のように、従来は建設工事として現場で施工して組み立てられていた構造物が工場内での製作に移行しているものと、大きく2つに分類される。

これらの工場製品の品質を確保する必要性が高まる一方、現行では、建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されない。そのため、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、当該工場製品を製造する企業に対して、建設業行政として何らの指導監督やペナルティを課すこともできないのが現状である。

###### 【対応の方向性】

建設生産物の品質確保のためには、その一部を構成する工場製品についても、その品質確保を図ることが重要である。既製品については、JIS(日本工業標準調査会)による認証制度や、建築基準法に基づく製造者認証や大臣認定等、製品の品質確保に係る制度が別途設けられているものもある一方、これらの制度の対象とならない、単品受注生産の工場製品も存在する。このような状況を踏まえ、監理技術者等は適宜合理的な方法で品質管理を行うことが必要である。

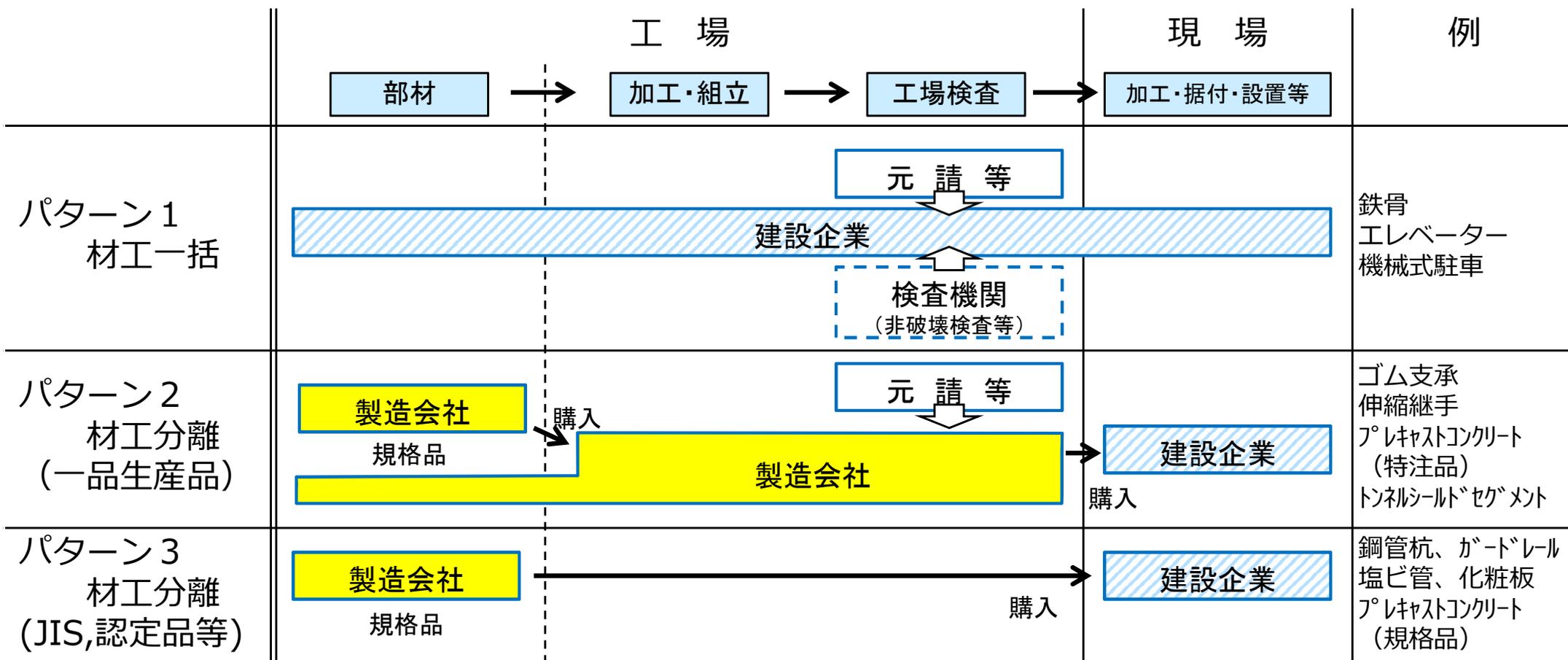
また、工場製品を製造する企業に対しては、建設生産物の品質確保の観点から一定の制度的関与を設けることについて検討する必要がある。具体的な関与の手法としては、例えば、建設業法に基づく届出や登録、工場製品の品質確保のための検査手続等の整備、不具合発生時における行政から製造会社に対する指導監督等が考えられる。

# 工場製品に関する品質管理のあり方

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ(平成28年6月22日)参考資料

- 建設生産物の高度化・多様化や工事作業の効率化、工期短縮の観点から、建設生産における工場製品の割合が増加し、現場施工の割合が縮小し、工場製品の品質が現場の適正施工に大きな影響を与えている
  - 建設企業以外の工場で加工・組立・製造される工場製品については、建設業法の規定が適用されない  
工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合に、当該工場製品の製造企業に対して、建設業行政として何らの指導監督やペナルティを課すこともできない現状
- ⇒工場製品の品質確保を図るために、工場製品を製造する企業に対して、一定の制度的関与を設けることについて検討を進める必要

## 建設工事における工場製品の調達パターン



※JIS(日本工業標準調査会)による認証制度や、建築基準法に基づく製造者認定や大臣認定等、製品の品質確保に係る制度等に留意する必要

○建設産業政策2017+10 ～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～  
(平成29年7月4日建設産業政策会議)(抄)

## IV 今後の建設産業政策

### 2. 具体的な建設産業政策

#### (3) 多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供

##### ⑤ 建設生産物の一部を構成する工場製品の質を高める

##### ・工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止

－工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し、再発防止等のための適切な対応を行うため、報告徴収や立入検査、勧告等の制度を創設

# 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止

③良質な建設サービスの提供  
 ○建設生産物の一部を構成する工場製品の質を高める

## <施策の概要>

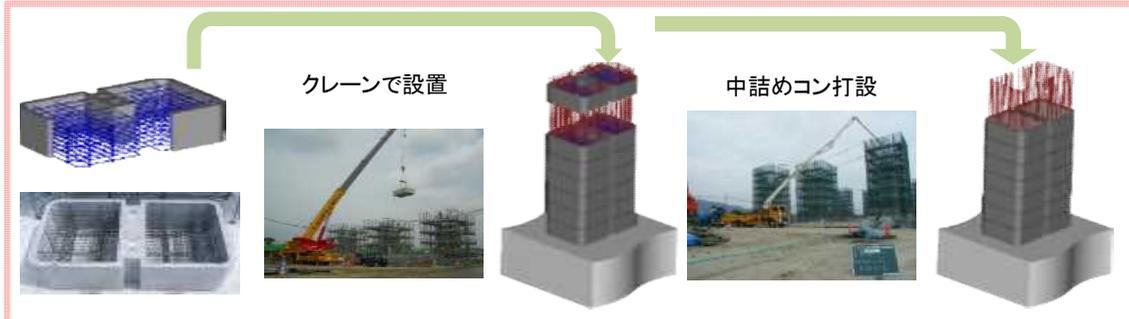
○ 今後、生産性向上に向けて工場製品化が更に進展することを見据え、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し、再発防止等のための適切な対応を行うため、報告徴収や立入検査、勧告等の制度を創設する。

## <背景>

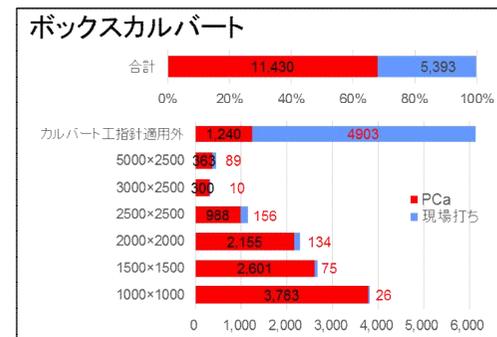
- 受注者が締結する請負契約以外の契約のうち工場製品の売買契約については、売買の対象物が建設生産物の一部を構成するものであり、これら工場製品の不具合は、建設生産物の品質の低下に直結し、ひいては建設工事の適正な施工に重大な影響を及ぼしうるもの。
- 工場製品の不具合については製造者が民事上の瑕疵担保責任を果たすことが基本であるが、建設工事の適正な施工の確保の観点からは、建設業の許可行政庁が、製造者に対して再発防止のための取組を促すことが公益上必要な場合もある。
- 今後、生産性向上のため工場製品化が更に進展することを見据え、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止のための対応が必要。

## <工場製品化の進展の現状>

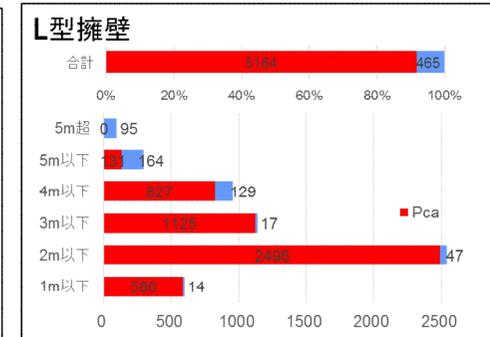
(例)鉄筋をプレハブ化、型枠をプレキャスト化することにより、型枠設置作業等をなくし施工現場打ちの効率化



国土交通省所管直轄土木工事(平成24年実績)におけるカルバート及び擁壁の利用割合(延長m換算値)



カルバートの内空面積とPCaの利用状況(延長m換算値)



L型擁壁の高さとPCaの利用状況(延長m換算値)

# 国道24号勸進橋における部材の溶接不良

中央建設業審議会(平成28年7月29日開催)参考資料4より抜粋

## 落橋防止装置等の溶接不良

### 【事案概要】

- 耐震補強工事に使用された落橋防止装置等の部材(約150基のうち、調査を行った80基の約7割にあたる58基)に、溶接不良による亀裂を発見
- 製作会社が意図的に工程を省いた疑いのある製品を納品したことに、加えて検査会社の職員も不正を働いた可能性があることが判明

### 【物件概要】

所在地:京都市南区、伏見区  
 施工時期:平成25年9月~26年7月  
 平成26年9月~27年7月

### ■落橋防止装置・変位制限装置



施工計画書提出

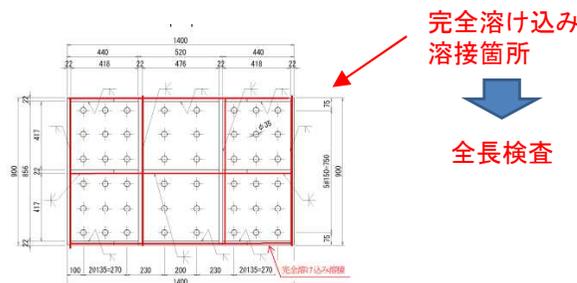
[溶接品質管理]  
 ・超音波探傷検査にて溶接検査  
 ・第三者機関に依頼  
 ・検査頻度は10%以上

### ■検査頻度10%以上のイメージ

落橋防止装置を10基製作した場合  
 →1基以上の検査を実施  
 (当該装置の溶接線は全長の検査を実施)

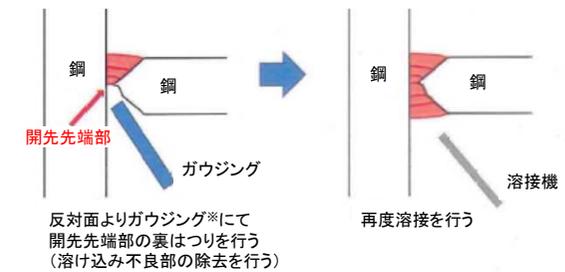


10基

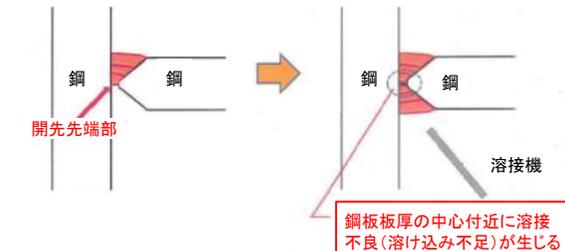


### ■完全溶け込み溶接

【良好部】



【不良部】



※ ガウジング: 高熱で溶接部を一部溶かしつつ、不純物を吹き飛ばし、深掘りを行う作業をいう。

発注者  
[国土交通省]

発注

受理

工事受注会社  
[ショーボンド建設(株)]

外注

納品

製作会社  
[久富産業(株)]

落橋防止装置等製作

依頼

検査

検査会社  
[(株)北陸溶接検査事務所]



## 第1回委員会での主なご意見(工場製品関係)

- 工場製品については売買契約なので、工場の生産側は業法の対象外。そこで何か不具合が生じると、業法ではカバーできない。  
例えば現場に搬入するようなものに関しては、売買だろうが、何だろうが、取引に関しては、建設業法を適用する、建設業者とみなすというみなし規定を入れるなどということも考える余地はあるかもしれない。
- 現場打ちよりも工場製品が高いということが出たとしても、将来を見据えて工場製品に切りかえるような仕組みを考えていく必要があるのではないか。

- 製造物責任法(いわゆる「PL法」)においては、損害賠償請求の対象は「製造又は加工された動産」に限られており、設置された工作物をはじめとした不動産は損害賠償請求の対象とされない。一方、不動産の一部となった動産であっても、「引き渡された時点で動産であり、かつ動産として欠陥を有しており、当該欠陥と損害との間に因果関係がある場合には、当該動産の製造業者等は製造物責任を負うことになる(経済企画庁消費者行政第一課「逐条解説製造物責任法」(社団法人商事法務研究会、平成6年))。このため、建築物内に存在するエレベーターやトンネル内のプレキャストコンクリート等、建設生産物の一部を構成する工場製品についても、製造業者等が製造物責任を負う可能性がある。
- ただし、製造物責任法は、被害者が製造業者等に対して損害賠償請求をすることができることを通じて個々の民事上の事案の解決を図ることに資するものではあるが、製造業者に対して再発防止策を講じることを目的としたものではない。

○ 建築基準法では、建築材料等の製造者に対し、建築材料等の受取・引渡しの状況に関する報告徴収の規定が置かれている。(平成26年改正時に報告徴収の対象として建築材料等の製造者が追加された。)

○ 建築基準法(昭和25年法律第201号)

(報告、検査等)

第十二条 (略)

2~4 (略)

5 特定行政庁、建築主事又は建築監視員は、次に掲げる者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料若しくは建築設備その他の建築物の部分(以下「建築材料等」という。)の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況又は建築物の敷地、構造若しくは建築設備に関する調査(以下「建築物に関する調査」という。)の状況に関する報告を求めることができる。

一 建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者又は建築物に関する調査をした者

二 第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関

三 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関

6~9 (略)

- これまでの基本問題小委員会中間とりまとめ(平成28年6月22日)や建設産業政策2017+10(平成29年7月4日建設産業政策会議)での提言を踏まえ、今後、直轄工事をはじめ建設工事において、ますます工場製品の活用が増加することを見据え、工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合において、工場製品の製造者に対し、再発防止等のための適切な対応を行うための具体的な制度設計を検討する必要があるか。
  
- その際、建築基準法の適用の有無など、土木工事と建築工事の特性を踏まえ、留意すべきことがあるか。